

契約番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

(件名)

- 受 注 者 住 所 氏 名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の購入契約に関し、この購入契約書（以下「契約書」という。）並びに別冊の仕様書等（仕様書、入札（見積）者に対する指示書及びこれらを補足する書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物品（以下「物品」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 物品を納入するために必要な一切の手段については、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟は、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員等)

- 第3条 発注者は、次に掲げる権限を有する監督員を置くことができる。
- 一 受注者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者からの確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者との協議
 - 四 仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

五 前各号のほか、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて委任したもの

- 2 発注者は、監督員を置いたときには、受注者に対し、その職名及び氏名を通知しなければならない。監督員を変更し、又はその任を解いたときも同様とする。
- 3 発注者は、第1項第5号の規定に基づき監督員に権限を委任したときには、受注者に対し、当該委任した権限の内容を通知しなければならない。
- 4 監督員は、自己の権限の範囲内で事務を補助する補助監督員を定めたときには、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。補助監督員を変更し、又はその任を解いたときも同様とする。
- 5 発注者は、2名以上の監督員を置き第1項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者及び受注者は、契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等（以下、この条において「請求等」という。）は、契約書及び仕様書等に特別の定めが置かれているものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、受注者が行った請求等は、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（条件変更等）

- 第4条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に通知して物品の品名、規格・寸法等、数量、納入場所若しくは受渡場所を変更し、又は物品の納入の全部若しくは一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による納入期限の延長）

- 第5条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により期間内に物品を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者へ納入期限の延長を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による納入期限の短縮)

第 6 条 発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約金額等の変更)

第 7 条 納入期限までの間に、予期することができない異常の事由の発生に基づく経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不適當であると認められるに至ったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額その他の購入条件を変更することができる。

(引渡前の損害)

第 8 条 物品の引渡前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する事由による場合は、発注者の負担とする。

(検査及び引渡)

第 9 条 受注者は、物品を納入しようとするときは、あらかじめ、その予定期日等を発注者に連絡するとともに、納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、その日の翌日から 14 日以内に検査を行い、検査に合格した場合においては、受注者は、すみやかに発注者にその目的物を引渡さなければならない。

3 前項の検査に合格しない場合においては、受注者は、発注者の指定する期日までに履行の追完をして再検査を受けなければならない。ただし、このために契約金額を増額し、又は納入期限を変更することはできない。

(納入及び検査に要する費用)

第 10 条 物品の納入及び検査に要する一切の費用は、特に定める場合を除き、すべて受注者の負担とする。

(代金の支払い)

第 11 条 受注者は、第 9 条第 2 項の規定による検査に合格し、引渡しを完了したときは、所定手続に従って契約金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項により請求を受けたときは、その日の翌日から起算して 30 日以内に契約金額を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第 12 条 物品について、発注者が仕様書等において物品の納入の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の物品の納入が完了したときについては、第 9 条及び第 10 条中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と、前条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、物品の納入の一部が完了したときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 9 条及び第 10 条中「物品」とあるのは「引渡部分に係る物品」と、前条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前 2 項の規定により準用する前条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約金額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前 2 項において準用する前条第 1 項の規定による請求を受けた日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(代理受領)

第 13 条 受注者は、書面により発注者の承認を得て、契約金額の全部又は一部の請求及び受領について、第三者を代理人とすることができる。

2 前項の規定により第三者を代理人としたときは、発注者は、その第三者に対して前 2 条の規定に基づく支払いをするものとする。

3 前項の場合において、第三者は、受注者の提出する支払請求書に受注者の代理人である旨を明記し、請求及び受領についての委任状を添付しなければならない。

(検査の遅延)

第 14 条 発注者がその責めに帰する事由により、第 9 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限の日の翌日から検査をした日までの期間の日数は、第 11 条第 2 項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間が満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、第 28 条第 2 項の規定による遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 15 条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の

修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置)

第16条 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）その他すべての反社会的勢力（以下単に「反社会的勢力」という。）による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに、発注者が別に通知した警察に対して通報を行うこととし、捜査上必要な協力を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項により警察に通報を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告を行うこととし、発注者がその他必要な情報提供等を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 発注者は、前項に定める報告を受注者から受けた場合及び関係機関から情報を得た場合その他必要と認める場合は、この契約の履行に必要な範囲において、関係機関と受注者への不当介入に係る情報交換等を行うことがあり、受注者は、これを認めるものとする。
- 4 受注者は、不当介入を受けたことにより納入日に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議するものとする。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

第17条 発注者及び受注者は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証する。

- 一 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、現に反社会的勢力でない。また、過去に反社会的勢力でなかった。

- 二 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力を利用しない。
 - 三 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与する行為はしない。
 - 四 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対し、社会的に非難されるべき関係を有しない。
 - 五 発注者又は受注者は、自らもしくは第三者を利用して、この契約の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しない。
- 2 発注者又は受注者は、前項各号に定める事項にかかる事実確認を目的として相手方が行う必要な調査に協力する。
 - 3 発注者又は受注者は、この契約にかかる社員その他の使用人に対しても前2項の規定を遵守させる。
 - 4 発注者又は受注者は、この契約の相手方が前3項に定める誓約に違背したとき、又は違背の事実を知ったときは、第21条又は第24条に基づき、この契約を解除する。

(不可抗力に係る発注者への通知)

第18条 物品の引渡し前に、天災地変その他発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができない理由により、物品の納入が不可能となったときは、その理由を詳記した書面により遅滞なく発注者へ通知しなければならない。

(発注者の任意解除権)

第19条 発注者は、受注者が物品の納入を完了するまでの間は、次条又は第21条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 納入期限までに物品を完納しないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を完納する見込みがないと認められるとき。
- 二 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 21 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 2 条の規定に違反して契約金額に係る債権を譲渡したとき。
- 二 物品を完納する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- 三 受注者がこの契約の物品を完納する債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の物品の一部の納入が不能である場合又は受注者がその物品の一部の納入を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する物品の納入のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に物品を納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が物品を納入しないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金額に係る債権を譲渡したとき。
- 八 第 23 条又は第 24 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が当該物品の競争契約における競争参加資格を満たしていないことが判明したとき。
- 十 受注者が信義にもとる行為や発注者の社会的信用性を損なう行為をしたことが判明し、契約の相手方として不相当と認められるとき。
- 十一 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時購買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認

められるとき。

へ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第4条の規定により購入条件を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 発注者が信義にもとる行為や受注者の社会的信用性を損なう行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第26条 この契約が物品の納入完了前に解除された場合において、すでに納入された物品があるときは、発注者は、検査をし、合格したものは発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、契約金額のうち当該納入済み物品に応じた額を支払わなければならない。

2 物品の納入完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 27 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 納入期限までに物品を完納することができないとき。

二 引き渡された物品に契約不適合があるとき。

三 第 20 条又は第 21 条の規定により、物品の完納後にこの契約が解除されたとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額(税抜)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 20 条又は第 21 条の規定により物品の完納前にこの契約が解除されたとき。

二 物品の完納前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額(税抜)から部分引渡しを受けた部分に相当する代金(税抜)を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 27 条の 2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前条に定める損害賠償とは別に、契約金額(税抜)(この契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額とする。次項において同じ。)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければ

ならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第 2 号において同じ。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、受注者が、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項に規定する契約金額(税抜)の 10 分の 1 に相当する額に加えて、契約金額(税抜)の 100 分の 5 に相当する額を違約金として、又は、受注者が、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれか二以上に該当したときは、前項に規定する契約金額(税抜)の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約金額(税抜)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、受注者は、発注者の請求に基づき、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第 4 号に規定する刑にかかる確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第 4 号に規定する刑にかかる確定判決において、発注者若しくは日本道路公団の役員又は使用人であった者が、発注者若しくは日本道路公団の役員又は使用人であったことの地位を利用して、受注者若しくは受注者の役員又は使用人として違反行為に参与していた事実が明らかになったとき。

四 受注者が発注者に刑法第 96 条の 6 第 1 項、第 2 項及び第 198 条並びに独占禁止法第 3 条の規定に抵触する行為は行わない旨の誓約書を提出しているとき。

(受注者の損害賠償請求等)

第 28 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第 23 条又は第 24 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 11 条第 2 項（第 12 条において準用する場合を含む。）の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 29 条 発注者は、引き渡された物品に関し、第 9 条（第 12 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日の翌日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知の翌日から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をするこ

とができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法及び商法の定めるところによる。
- 6 商法第 526 条第 2 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

- 第 30 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者が指定する期限の日の翌日から契約金額支払の日までの間年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と発注者が支払うべき契約金額(税込)とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(異議の申立)

- 第 31 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その事由を明示し、書面をもって発注者に対して異議の申立をすることができる。
- 一 発注者の指示に著しく不相当と認められる行為があったとき。
 - 二 正当な事由なしに、発注者が受注者の求めに応じてこの契約に基づく検査を行わず又は指示等を与えないとき。
- 2 発注者は、前項の異議の申立を受けたときは、それを受理した日の翌日から起算して 30 日以内にその異議に対する決定をし、受注者に通知しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第 32 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

- 第 33 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。